

医学適性検査結果の確認及び取扱い方法について

JR 東日本における医学適性検査（以下医適）を必要とする資格の所持者については、省令に基づき 1 年度に 1 回、医適を受検して戴いているところですが、認定機関である当協会においても、診断結果を 1 年度に 1 回、確認いたします。つきましては、確認方法や診断書の取扱い方法などについて以下に整理しますので、よろしくお願ひします。

なお、診断結果の確認が出来ない場合は資格認定および当該の資格に関する業務に従事が出来なくなりますので取扱いについては十分にご注意ください。

○ 医適を必要とする資格の所持者に実施していただくこと

- ① 1 年度に 1 度、医適を受検すること。
- ② 受検後に工事従事者情報システム（以下 LINGS）に診断結果（適または他職適）を入力すること。
- ③ LINGS 入力後に診断書の「本書」を当協会保安事業部へ郵送すること。

※ 医適を必要とする資格

第 2 種

線閉責任者（在来線・一般）のうち手続区分「工臨」に従事するもの
線閉責任者（在来線・ATOS）のうち手続区分「工臨」に従事するもの
踏切監視員（ロープ）

第 3 種

線閉責任者（在来線・一般）、線閉責任者（在来線・ATOS）、線閉責任者（新幹線）
軌道工事管理者（機械施工）（在来線）、軌道工事管理者（機械施工）（新幹線）、軌道機械操作者
特殊運転者（MC）、特殊運転者（検測車）

○ 注意していただくポイント

当協会において 1 年度に 1 度、診断結果が「適」であることを確認いたします。確認が出来ない場合は、資格認定証を有していても当該の資格に関する業務に従事することができません。

○ 診断書の取扱い方法整理

これまで、資格認定講習会の申込時に診断書の本書（または写し）を添付していただいておりますが、平成 26 年度より、当協会保安事業部に診断書の本書を送付していただいた場合については、個々の資格認定講習会申込時には添付の必要はありません。

○ 医適受検および資格申請の流れ

